

議案の取扱い（特別多数議決）について

1 特別多数議決について

(1) 対象議案

第99号議案 大田区立大東児童公園の廃止について

(2) 根拠法令等

① 地方自治法第244条の2第2項

普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

② 大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年4月1日条例第5号）

(特別議決を要する公の施設)

第5条 公の施設の廃止又は10年を超える期間にわたって独占的な利用をさせようとする場合で、地方自治法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 公園
- (2) 体育館

(3) 議長の表決権

地方自治法第116条の規定に関する行政実例（昭26.5.2）により、特別多数議決の場合には、議長も表決権を有している。

(4) 過去の採決事例

平成4年第1回定例会（起立採決）大田区立蒲田東公園の廃止
 平成17年第2回定例会（簡易採決）大田区立大森諏訪公園の廃止
 平成18年第2回定例会（簡易採決）大田区立東中公園の廃止
 平成19年第3回定例会（簡易採決）大田区体育館の廃止
 平成20年第3回定例会（簡易採決）大田区立東蒲田公園の廃止
 平成24年第4回定例会（簡易採決）大田区立南蒲田二丁目児童公園の廃止
 平成26年第4回定例会（簡易採決）大田区立南六郷三丁目公園の廃止
 平成27年第1回定例会（簡易採決）大田区立大鳥居児童公園の廃止
 平成27年第4回定例会（簡易採決）大田区立三棟児童公園の廃止
 平成28年第1回定例会（起立採決）大田区立仲六郷二丁目公園の廃止
 平成30年第1回定例会（起立採決）大田区立西蒲田五丁目第二児童公園の廃止について